

令和4年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開 催 令和4年8月1日（月）午後1時30分～3時15分

場 所 一宮市役所本庁舎14階1401大会議室

出席者 委員15人

運営会議メンバー10人 障害者相談支援センター相談員2人

障害者基幹相談支援センター相談員1人 部会員3人

尾張西部圏域地域アドバイザー1人 事務局9人

1. あいさつ

- ・福祉部次長あいさつ
- ・本会委員委嘱期間の確認
- ・本会委員ほか出席者挨拶

2. 議題（1）会長及び副会長の選出について

- ・会長・副会長の選出
- ・議事説明者、尾張西部圏域地域アドバイザーの紹介
- ・議事録署名者の確認
- ・傍聴人に関する確認（傍聴人なし）

3. 議題（2）個別支援会議（相談支援連絡会）の報告について

* 事例1

[対象者]

- ・40代男性、身体障害

[状況]

- ・基準支給量を超える支給量で暮らしが成り立っていた
- ・障害者専用住宅に入居している

[対応]

- ・本人の希望に寄り添えるよう話し合うための会議を開催
- ・各種サービスの支給量を見直した

[課題]

- ・支給量が減ることで生活の質が低下することを懸念

- ・学生ボランティアの活用などもできるとよい

4. 議題（3）障害者基幹相談支援センター・虐待防止センターの活動報告について

○相談支援専門員：

基幹相談支援センターの報告をさせていただきます。本日お話をさせていただくのは3番の地域の相談支援体制強化のところと、5番の差別解消に向けた取り組みのところを少しお話したいと思います。

相談支援体制強化のところにつきましては、これでコロナの夏が3回目ということになりますけれども、コロナ禍でも感染対策をしながら相談員の学習会というのは並行していきました。ただどうしても対面で話したりすることがNGとされるようなご時世でありましたが、グループワークもしたいなというようなご意見をたくさんいただきましたので、事例を紹介したりグループワークをする学習会の場を作っています。この方針につきましても、外部というところではなくて市内の事業所、相談員さんだったりにお願いをして、一応オリジナル（の内容）ということで行っています。

学習会の内容は、ただ学習するだけということではなくて、皆さん方の協力し合うような貴重な機会になっていると思います。実際に前回の本会以降のところで行っている学習会の内容ですけれども、このようになっております（画面）。本日少し補足しておきたいのが、先日7月14日の学習会の中で一宮市の相談支援の現状と課題ということで、出席していただいた方には今の現状を少しお話させてもらっています。その内容につきまして、今すぐ一宮市のサービスを使っている方がたくさんいらっしゃるんですが、セルフプランの率がとても高いということで、今年の3月の時点で大人の方で7.1%、お子さんに56.9%という数字が出ています。そのような中で、皆さん一生懸命業務をしていただいて、学習会の方にも来られる範囲で来ていただいているんですけれども、学習する場ということではなくて、1つ目のスライドにもありましたが、今すぐに解決するわけではないけれども、相談員同士も協力して発言をし合ったりすると、そのような場として学習会があるのかなと思っています。

もう一つのところですが、差別解消に向けた取り組みということで、本日委員のお手元にパンフレットを配布させていただいております。このパンフレットが、昨年新しくさせてもらっていて、今年の5月から配布させていただいております。啓発活動ということで、これまでいろいろなイベントをさせてもらっているのですが、コロナ禍になってからなかなかそのような機会が制限されてしまっているのかなと思います。そのような中で、今年の5月に障害者差別解消法

が改正をされています。この中身についてなんですけれども、今まで、障害者への合理的配慮の提供を、民間の事業所に対しては努力義務ということになっていたんですけれども、それを義務付ける法律が成立しています。障害者からそのようにお願いできませんかという意思の表明があった場合は、事業所の方は過重な負担にならない範囲でやっていただくということになります。ここにつきましては平成28年に法律ができてその翌年ですね、おそらくそのタイミングだったと思うんですけれども、又村あおいさんにこの協議会の講演会のほうにお越しただいて、差別解消についてのお話をいただいているんですけれども、そのときから現実的対応について聞かせていただいています。民間の事業所は配慮ができる、できないの2択ではなくて、どうすれば障害者の方のご希望に添えるのかなということを考えていかなきゃいけないのかなという話になるかと思います。

活動報告と言いながらちょっと申し上げますと、障害者差別の事例だけではなくて、おそらく地域の中では当たり前に行われている障害のある家庭への配慮であるとか、ほかにも参考になるようなことがおそらくたくさん隠れていて、この本会ですね、この場が障害者差別解消地域協議会ということになっておりますので、その中で共有してこれから差別解消の啓発ができればいいのかなというふうに思います。

今日はそのような思いがあって、パンフレットの方を配布させていただいております。あとは地域の方たちが、障害のある方が地域の生活者というふうに考えられるような、ちょっとこの認識できるってところの補足ですが、障害のある〇〇さんって方が地域にいるってことではなくて、〇〇さんってちょっと障害があるらしいけどこういう風にすると大丈夫らしいよという、そのような感じでこの地域が作られていくといいのかなと思ひまして、このような報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○事務局：

議題3の後半をご報告させていただきたいと思ひます。引き続き資料9ページでございますが、市では相談支援の機能強化のため、基幹相談支援センターを設置し虐待防止センターも兼ねております。令和3年度の通報についてご報告申し上げます。

まずは相談通報届け出件数につきまして、県の方針により、施設従事者虐待は1施設で複数の対象者がいた場合も1件と数えて集計を行っております。実際の人数を小さい数字で記入してあります。昨年度の相談通報は合計31件、33名を受け付けております。

内訳は養護者虐待 23 件、施設従事者虐待 8 件 10 名、使用者虐待は 0 件でございます。令和 2 年度は通報 38 件、内訳は養護者虐待 30 件、施設従事者虐待 6 件、使用者虐待が 2 件でしたので、昨年度は養護者による虐待の通報が減少しております。

ちなみに通報元を補足でご説明ご報告申し上げますが、養護者虐待 23 件については警察 8、相談支援 6、本人 2、施設従事者 3、医療関係者 2、家族 1、その他 1 となっております。その他は児童相談所になります。施設従事者 8 件につきましては本人 6、家族 2 件でございます。

虐待認定でございますが、通報件数に対し 4 件、全体の 17%、施設従事者虐待が 1 件で 13%。合わせて 31 の母数からすると 16.1%の認定率で、昨年 32%より低くなっております。虐待認定していない事例につきまして、調査聞き取りの結果、事業所間の連携、連絡が不十分であること。利用者に対する支援において接し方や言動などの不適切な事例も散見されたことから、改善を求める指導や研修の場を設定する支援などを行っております。

続きまして②被虐待者の障害種別の状況について、養護者虐待が身体障害 1、知的障害 2、精神障害 2、でございます。養護者虐待は身体虐待 4、施設従事者では身体虐待 1 件、いずれも身体的虐待でございます。養護者虐待による虐待 4 件については、父が 2、母 1、夫 3、その他 1 で、障害者専用住宅の職員で、障害者虐待防止法上、養護者虐待に類型されます。被虐待者の性別は 4 名とも男性。年齢については 20 歳代が 2 名、40 歳代が 2 名の計 4 名で、いずれの事例でも、分離支援はなく、サービス計画の見直しや被虐待者への指導見守り等を行っております。

なお令和 3 年度はコロナの影響で残念ながら障害者虐待防止講演会は中止となりました。毎年行っている取り組みではございますが、今年度もですね、企画しております。障害福祉サービス事業所に、虐待防止委員会の設置が義務づけられたこともあり、虐待防止講演会は中止なんです。事業所から虐待に関する問い合わせがたくさんございまして、個別に研修会を 7 件実施しております。職員や管理職向けに基幹相談支援センターの職員を講師として派遣しております。今年度は 9 月 5 日午後 1 時 30 分より、この会場にて虐待防止講演会を予定しております。講師は尾張西部地域圏域アドバイザー野崎様に講演を依頼しております。

「本気で虐待をゼロにするために」をテーマに、Zoom と、1401 会議室、この会場定員 100 名でのハイブリッド方式を予定しております。

障害者虐待への対応は、深刻化する前の早期発見対応が重要であることから、皆様方におかれましても、疑いがある段階で通報していただきたいというふうをお願いしたいと思います。また、警察や病院、公的専門家、地域の方と連携をとりながら対応していくことが重要になりますので、事実確認のため、情報収集や

その後の支援を行う上でも、場合によっては皆様方にご協力をいただくこともあるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。議題3、報告以上でござひます。

○会長：

ただいま、個別支援会議の事例報告に続けて、障害者基幹相談支援センターの活動報告並びに障害者虐待に係る対応について説明してもらひました。では議題2と3について委員の皆様からご質問ご意見があれば、挙手の方お願ひいたします。

○委員：

いろいろな相談支援体制をやっていたらと思ひますけれど、一つ確認というかお願ひというか、差別解消法改正されました。いろいろな事例が基幹センターとか相談センターに持ち込まれると思ひますけれど、その後の対処でというか、処理の仕方、それを確認しておきたいと思ひます。

○事務局：

福祉総合相談室の方からお答えさせていただきます。差別のご相談があった場合に、基幹相談支援センターの職員等でどういった状況だったのか、どんな不当な扱いを受けたのかというようなことを、ご相談という形でお伺ひをいたします。その中で例えば事業所であったりとか通われているところであったりとか、そういったところで、合理的配慮として工夫していただけるようなことがあるようでしたら、そちらの事業所に対して、合理的配慮を検討いただきたいということで、ご連絡差し上げるという形になります。

○委員：

当然相談もって来られた方達、事業所ですけれど、そういったところにこういった事例で相談があったよということを伝えてですね、一つ一つを解決していかないと、相談受けて終わりではなくて、その相手方の方にもきちんと伝えて、改善していただけるような仕組みがないと、なかなかこういった、せつかくいい制度ができて、広まっていけないのかなと思ひております。よろしくお願ひします。

○会長：

質問してよろしいでしょうか。1点基幹相談支援センターの活動の中で地域の相談支援体制強化の中で、学習会の中にセルフプランの率が高いというふうにお

っしやっていたと思いますけれども、そこをもう少しお聞きしてもよろしいでしょうか。

○相談支援専門員：

はい。7月14日の日にですね一宮市の相談支援の現状と課題ということで、相談支援に限らず、市内の就労移行支援とか、B型といういろいろな福祉サービス事業所があったりするんですけれども、そこについて実際数がどれくらいあるのかと、一宮市とほぼ人口比が同じである豊橋市と比較してみて、どんな感じかかっていうのを、基幹センターから障害福祉課のほうにお願いをして数字を出していただきまして、それを皆さんに見ていただいたんですけれども、不思議なことに（相談支援以外の）サービスの数はほぼ一緒なんですけれども、相談支援の事業所の数がちょっと一宮の方が少なかったということがこの場でわかりました。実際にこの数年ずっとですね、どこの相談支援事業所も、サービスを使いたいのので計画をかいてくださいってというようなご依頼が来ても、なかなかちょっと受けられないってようなことがありまして、そういう方たちがのちのちどうなっていくかって言いますと、頑張っって探して受けてくれる方を見つけるというパターンはあるかと思うんですが、特に就労系のサービスですと、本人さんが早く就労したいという気持ちが高まっているので、相談員さんを探す手間をかけないということもあります。

それでセルフプランというか、ご自身で書いたり、誰かに助けてもらって書いたりということで、そういうプランを出して、サービスの利用を開始されるということが結構あるのかなというふうに思います。あとは、セルフプランを書いたりとか、実際にセルフプランでやるんだけれども、そのサービスの利用であるとか生活の中で全てご自身でお手続きができるわけではないので、そういう方たちが、お住まいの地域の委託相談の方に繋がって何かあれば相談するということをやっている方もたくさんいると思うんですけども、そういうふうな動きがある中でも、なかなか相談員の数っていうのが増えていかないものですから、どんどんこのセルフプランのパーセンテージが上がってきていて、昨年度に比べると5%くらいはあがっているか、という状況にあります。

○会長：

ありがとうございます。相談員の数の問題もあるということですね。

○相談支援専門員：

そうですね、受け手がそもそもいないという。もしかすると、セルフプラン書かれている方の中には、自分で全てコーディネートができる、ちょっとした相談

はできる方がいるから自分自身でやられる、という方もいらっしゃるかもしれないんですけども、そういう方がたくさんいてこの数字になってるとは到底思えません。一番の理由は受け手となる相談員がいないというところと思っています。

○会長：

ありがとうございました。セルフプランは、メリットもあるんですけどもやはり、どれだけ体制を整えてもその情報が十分に入らないというようなデメリットもあると思いますので、ちょっと気になってご質問させていただきました。

ありがとうございます。他にご意見ご質問ございませんか。

議題2と3について、アドバイザーからご意見ありますでしょうか。

○尾張西部圏域地域アドバイザー：

ちょっと何点か確認させていただきます。まずこの会議のあり方ですけども、この個別支援会議が最初にあって、ここに傍聴の方が参加できないというお話があって、今日はたまたまお見えにならないんですけども、傍聴の方々がこの間待たされるということがないように、できれば個別支援会議の内容を個別に特定できないような内容で報告したら、外で待っていただくことがないんじゃないかということをおもいました。特にこの内容だったら、一応ある程度できるように思いますので、一度そんなことをご検討いただけたらどうかなというふうに思いました。さらに冒頭ですね、一番最初に相談員の方から、支給決定基準に関するところが6件という風に言われていて、この事例1件はなぜこうなったのかってところが非常に疑問が残るところがたくさんあるんですけども、支給決定基準に関する6件のことがあるのであれば、その6件の内容を個人情報に反しない限りで提供していただいて、こういう課題がありますと出していただいた方が、本当の一宮市の課題としてなるんじゃないかということをおもいましたので、個別支援会議の報告のあり方についてご検討いただけたらと思いました。

それから、基幹相談支援センターの方の報告についてはですね、ひとつ先ほど相談支援体制の話がありましたが、平成27年には一宮は100%のまちだったのが、今はセルフプランが愛知県でワースト1位という情報があるので、ここは基本的に何かしていかなければいけない課題だというふうに思います。

さらに先ほどの相談員さんの内容については、その本人の希望する内容でいったんつくるといような内容も含まれましたが、セルフプランについては本人が希望すればもちろん権利としてはあるんですけども、その内容については、あくまで相談支援専門員が立てる個別支援計画、サービス等利用計画と同等のものであるということが条件であること、さらに、そのことについては今後モニタリングといったものが見つからないということをおもったことを条件として、そういうことで利用者さん

たちにデメリットが相当あるというふうに認識しているので、その辺も含めて考えていただくということが必要なんじゃないかなというふうに思います。それから（専門員の）数が足りないということについては、対策が必要だと思います。

それから障害者差別解消法の話が一つありましたが、この会議が障害者差別解消支援推進協議会を含めているということであると、この会議がですね、毎回いつも時間がギリギリになってしまうような会議で、本当に差別解消の推進会議のような内容を入れたときにやり切れるのか、ということが若干心配だという気がするので、その内容をきちんとやるやり方みたいなのは少し、検討が必要になるんじゃないかと思いました。

最後に虐待の件数ですけれども、ちょっと一つわかることは、これいまお答えいただけなくても結構ですので、後で教えていただきたいんですが、使用者虐待がゼロになってるというのは、あくまでこの虐待防止センターの方に届いていないということなのか、ハローワークの方と連携をとって0なのかということだけわかれば。一宮には使用者虐待はないんでしょうか。それも障害者虐待については、こちらで把握する方法がないということになった、その辺がちょっとわかりづらいなというふうに思います。研修内容も先ほどご報告ありましたが、いま虐待ではやっぱり大きなところでいうと、6年前の津久井やまゆり園で起きた事件の、大きな施設での虐待の話であるとか、それから、愛知県だとグループホームの人が2人亡くなっているとか、それから最近ですけど、放課後デイとかでもやっているような強度行動障害に対する拘束という組み合わせですね、こういったものが国中で起きている内容で、そのことを検証した上で愛知県としてはですね、一宮市としては、虐待防止策の対応はもちろんそうなんですけど、虐待が起きないための取り組みをぜひ研修の方で進めていただきたいというようなことを、ちょっと思いましたので、ご検討いただけらと思います。以上です。

○会長：

ありがとうございました。大きく7点の貴重なご意見をいただきました。今いただいた内容は参考としてそれぞれのところでお伺いして、また事務局の方で諸課題のひとつとして検討・研究していただくなど、順次障害福祉に関わる施策を推進していただくとともに、必要に応じて、その進捗を協議会に報告をお願いするというところでよろしいでしょうか。

○事務局：

回答の進め方について、早速見直せる内容の部分もあろうかと思えますし、様々な課題、相談のところは非常に重要な案件ではないかと、個人的にも思っております。ぜひいろんな政策を検討していくテーマとしていきたいと思えます。あり

がとうございました。

○会長：

あとはデータのまとめ方ですとか、そういったことは後日ということによりよくお願いします。ありがとうございました。

5. 議題（4）生活支援部会、子ども部会、就労支援部会、運営会議等の報告について

○生活支援部会長：

生活支援部会の報告です。よろしくお願いいたします。会議は毎月第2水曜日1時半から行っています。生活支援部会では、人材育成・啓発、セーフティーネット、暮らしの場、権利擁護の4本の柱で、8グループのプロジェクトチームを組んで作業を進めています。その中で順番にご説明したいと思います。人材啓発の方で人材確保プロジェクト、障害福祉サービスの仕事を多くの方に知ってもらい、そして共に働く仲間を増やすことを目的として活動しています。

令和4年10月22日に「一宮ジョブフェスタ 2022 秋～みらいに逢を～」ということで、宮前三八広場にて開催予定です。第1回目と同様に今回はイベント企画も行う予定になっています。障害福祉団体が15団体を予定しておりますけども、今回就職説明会の他に、施設製品の販売や模擬店販売を予定しております。ポスターも秋バージョンで作っております。ヘルパー連絡会について、これも人材育成ですね。居宅介護事業所同士の連携やヘルパーの研修等を目的として活動しています。6月9日の日に研修を開催しました。「意思決定支援 ～自分のことは自分で決めたい～」として、講師の野崎さんをお願いしまして、当日は60名ほどのヘルパー・相談員・支援員等が参加し、聴く力の大切さを学びました。次回は10月にグループワークによる研修の予定です。こんな感じで行いました（写真を示す）。

3番目、セーフティーネットとして防災プロジェクト、こちらは緊急の事態が起きた時に、地域の中で障害のある人を守るためにできることを考えます。6月22日にコスモス福祉会「あすか」にて、危機管理課の協力のもと、資機材組み立て訓練を開催いたしました。当日は25名ほどの参加があり、簡易ベッドやトイレ等を実際に組み立ててみました。結構、資機材が折れないということがわかりましたが、この取り組みは一度作ってみると本当にいざとなったときに慌てないということにつながるので、今後いろんな事業を続けていきたいと思います。合わせて私の災害対策ノート、これはホームページで更新中となっています。

4 番目、行動援護サポートプロジェクト、これもセーフティネットの中の取り組みになります。これはセーフティネットの活動になります。地域課題である強度行動障害のある方の地域での暮らしをサポートします。地域での合理的配慮されているお店等はもちろん、街の中で「ホッと話す話」を集めて、好事例集を何かの形として残せないかと考えています。最近一番できるかなと思ったのが、先ほど基幹センターがやっていた障害者差別について、広報誌などにまず載せたらいいかなということは今考えております。4コマ漫画にして、誰もが読みやすい形にしたいと思っています。目標としては、誰もが手に取って見れるような事例集ができたらいいいかなというふうに考えております。このサポートプロジェクトですけれども、運営会議からあがってきます高度障害の方たちへ対応する支援が、専門家による支援というのがなかなか一宮市いつもちょっとできてない状態です。その支援を何とか作っていききたいということで、研修等を重ねて頑張っていきたいと考えております。

5 番目、ホーム連絡会です。これは暮らしの場です。居住系事業所のネットワーク、暮らしの支援についての情報交換、世話人等のスキルアップを図っています。5月18日に「がんでの緩和ケア看取りについて」、現場のスタッフによる実体験に基づいた講演を開催しました。夜間の見回り24時間対応の現場の緊張感や支援者側の情報共有、終末期のケアをどこまで寄り添っていくかという課題がありました。この講演は現場の方たちにとってもなにか深い思いを感じ取って、またやってほしいという声がありますので、どこかでまた開催したいなと思います。

6 番目、地域生活支援拠点プロジェクトです。緊急の事態が起きたとき、地域の中で障害のある人を守るためにできることを考える会です。①相談②体験の場③緊急時の受け入れ・対応④人材育成⑤地域の体制作り、この五つの機能の体制を官民協働で考えて整えていくことが大切だと考えています。今年度は相談支援と緊急時系、この2点を重点に進めていっております。また他市町ではどんなことが行われてどんな仕組みをされているのかという事と、一宮市でできる仕組みを考えていきたいと思っております。その他今後の予定になりますけれども、障害福祉サービス事業所の人材確保をしていくためには、どのような普及啓発が必要かということは今考えて進めております。

あとヘルパー連絡会ホーム連絡会といった障害福祉サービス事業所ネットワークを活用して、生活支援部会、地域の支援者に向けた研修等を企画しています。生活支援拠点について、一宮市で障害のある方を支える仕組みを地域の事業所の声、他市町の取り組みなどを参考にしながら考えていきます。昨年度実施しました、先ほど出ておりました、支給量プロジェクトで把握した課題等については、今後とも障害福祉課との話し合いの場を年1回設定していきたいと思っております。官民一体となって一宮市に住む人々が住みやすく、素敵なまちでいつづけられる

よう愛を持って生活支援部会は開催しております。以上になります、ありがとうございました。

○子ども部会長：

では、続きまして子ども部会の報告をいたします。現在子ども部会は三つのグループにわかれて活動しております。一宮市の子どもを取り巻く状況や、それに関連する課題について、それぞれで課題の整理と検討を行っております。

今年度のグループは昨年と同様です。放課後等デイサービス事業所連絡会グループでは、各事業者が提供するサービスの内容や支援者の質の向上を目的として活動を行っています。今年度は第1回の連絡会を6月29日に行い、25事業者さんの参加がありました。これ27になっていますが、25です。昨年度の研修内容をテーマにグループワークを行いました。10月、2月の連絡会においては、事例検討ができればという声があがっておりますので、今後、意見を集約していければと思います。

次が普及啓発グループです。昨年度から引き続き、「一宮市 支援が必要な子どものためのサービスマップ」に修正を施し、どこにどんな相談機関があるのかわかりやすく使いやすいマップになるように検討を重ねています。保護者や支援者向けの講演会も企画しています。今年度予定しております講演会の内容は、一宮医療療育センター長、上村先生にお越しいただきます。児童発達支援センターグループでは、今年度、児童発達支援事業所連絡会を立ち上げ、第一回目を7月19日に行いました。市内の25事業者が参加してくださいました。グループワークの中では、人材育成や、保護者支援について、困りごとを感じているという意見が多く出され、その点についてはいろいろと情報共有ができました。お互い顔つなぎができ、良い機会となりました。第2回は12月を予定しております。

子ども部会全体といたしましては、他にもご覧の点について、課題として浮かび上がっております。児発や放デイの事業所、自立支援協議会の他の部会の方とも情報共有や連携しながら改善の糸口を探りたいと考えております。子ども部会からの報告は以上になります。ありがとうございました。

○就労支援部会長：

続きまして、就労支援部会の活動報告をさせていただきます。お手元の資料の26ページ、27ページをご覧ください。まず福祉マルシェ i・愛・逢マーケットについてです。毎月第3水・木曜日ですね、名鉄一宮駅のコンコースにて開催しております。現在10事業所が参加しております。

このマーケットですけれども、就労系の障害福祉サービス事業所に通っていらっしゃる、障害のある方の工賃アップを目指して開催しております。昨年度です

ね、今年2月3月はまん延防止等重点措置によって、この間マーケットを中止せざるを得ませんでした。今年度4月から6月は開催することができました。各月の売り上げは次の通りです。昨年度同時期と比べてコロナ禍によって開催中止となっていたことを思えば売上を確保することができておりますが、現在の物価高騰によって、事業所の収益は落ちているという声が出ております。

続きまして就労支援機関マップ、ガイドについてです。尾張西部地域の就労支援機関を視覚的に把握しやすくしたマップ、ガイドですね。ガイドは各事業所の情報の概要をまとめたものですが、こちらを一宮市・稲沢市と合同で企画して作成しました。

マップについてはこれまで2回更新してまいりました。現在、事業所の開設が相次ぎまして、更新速度が現状に追いつかないということと、あとはワムネット等既存のウェブページで事業者情報を得ることができることから、今回からはガイドの更新はしないこととしました。マップは関係者から好評を得ていることが多いということから、更新作成を継続していきます。今後は稲沢市を除いて、一宮市のみマップを作成していく予定としております。

続きまして、「ぞーな・で・ろーた〜地域の輪〜」についてです。この活動ですけれども、学童期の小学校5年生から高校3年生までの障害児が一般企業での就労体験を通じて、地域住民の啓発につなげていくことを目的とした活動です。この団体は障害のあるお子さんのお母様たちの団体が活動しております。そちらの活動の側面的な援助を、就労支援部会で継続しております。コロナ禍によって活動を少しずつ再開しているという現状があります。就労支援部会からの側面的な支援としましては、チラシの作成であったりだとか、職場体験の受け入れ事業所の開拓を支援してまいりました。この活動ですけれども、平成28年4月からスタートしてまいりまして今年で6年継続という活動になります。

その他ですね、まずハローワーク一宮管内の雇用失業等情勢についてです。コロナ禍によって悪影響は薄まりつつありますけれども、障害者雇用率の約半数が就労継続支援A型事業所による求人ということになっております。続きまして次のページですね、障害者優先調達推進法についてです。一宮市役所障害福祉課の担当者から、一宮市の優先調達推進法の現状について説明してもらい、意見交換をしました。続きまして就労センターの勉強会開催について、事業者間の繋がりのために意見交換を中心に7月から開催をしております。

続きまして、通所交通費廃止の影響について議論をしました。あくまでも、部会参加の事業所のみ情報交換になりますので、かなり狭い範囲での情報交換かなと思いますけれども、通所交通費廃止による事業所から利用者が退所するという話がまだ出ていないということになります。交通機関を利用して障害福祉サー

ビス事業所に通所をされてる方への影響が大きいというところで、これから影響が出てくるのではないかというふうに見ています。

続きまして市内特別支援学校への出張授業についてですね、障害のある学生の将来の選択肢を広げるために在学中から支援機関の存在を知ってもらうことを目的に実施しています。

続きまして、今後の活動方針についてです。就労系福祉事業所ですね、特に市内で急増しているB型事業所について、実態把握をしていきたいと考えております。障害者雇用の促進に向けた企業交流会について企画開催していく予定です。以上になります。

○運営委員：

日中活動事業所連絡会議の報告をさせていただきます。この日中活動事業所連絡会議は38回目をこの前やったんですが、3ヶ月に1回ずつ開催させていただきまして、とにかく、ここに書いてあります前回は大きく挙げさせていただいた三つですね、大きなことをやっているという特徴があるとしております。

まず最初に何でできたかということですが、学校を卒業した後、在宅になってしまっただけではいけないなという、一宮市内では必ずどこか行き先を獲得するんだという、そういう思いの中で、どうしていこうかということを経験するところからスタートしたという感じですね。その後それが定着していく中で、相談支援の方とかいろんな方も変わってくる中で、日中活動事業者の皆さん方が日々の実践をちゃんとやっていきたいなという、実践の質を向上していきたいなというそういう思いがあるなということ、そこで結びついていろんな交流をしてきたなという感じがいたします。それでここ2~3年、新型コロナが影響してしまっていて、そういう中でもいろいろご苦労されていることを工夫を凝らして交流していこうねということで、この間はこの三つで進めていったという形でございます。

まず今日も配られておりますが、日中活動事業所連絡会議はどういう位置にあるのか見ますと、運営会議のもとにあるという形ですね。部会とか連絡会議があり、本会の皆様方は、運営会議を通して結びついてるということがわかります。

次に会議の開催の状況です。この間36回、37回では、完全にZoom形式でやってまいりました。中でも後半のグループ別交流が非常に重要な感じがいたしまして、特に、完全にZoomでやる場合、後半のグループ交流の事前の準備も結構重要でして、また当日は、グループ分けの操作が非常に重要で、そのときに福祉総合相談室の方がちゃんと準備していただいて、大体事前にグループ分けを自分がするんですが、当日の操作が重要でした。

この辺りが、日中活動事業所連絡会議という、官民協働であるんですが、民間の事業所同士が緩やかに繋がってる会議かなと思ってまして、緩やかに繋がっ

ている民間の事業所同士の取り持ちをですね、行政の方が献身的にやっていたいてるなという、そういう官民協働という特徴を感じています。この間の36回37回の特徴は、いろいろな話題を出していただいて、日中活動事業所の人からの、より良い実践をしたいなっていうこととか、相談支援事業所の方々から合算していただくテーマも大きいですし、今日もいろいろ虐待防止のテーマとか出しているように、基幹の方からも重要なテーマを出していただく中で、より実践の良いものにしていこうということがあった中で、話は出てるなという印象でございます。

それから、この間B型の事業所が増えてるなっていう話も話題なってまして、その中でこの部会・連絡会議と連携していくといいと思っています。今後の方向性としては、日中活動事業所連絡会議があるだけじゃなくて、そこに参加している皆様方が、今日も御参加していただいている部会の皆さんとか、他の連絡会議の皆さんとか、また年間2回お会いする本会議の皆様方とも日常的な活動の中で何かこういい結びつきを、1年を通してできるといいなというふうに思っております。これをご覧いただければいいかなということで、部会運営会議など、どんな関連性があるかなということを軽く整理をしておきました資料がありますので、のちほどご覧ください。以上でございます。

○運営委員：

続きまして、触法障害者支援連絡会議の活動報告をさせていただきます。33ページをご覧ください。

支援の立場の方、福祉の立場の方が集まりまして、一宮市内における触法障害者の方たちの支援のネットワーク作りと情報共有というのを目的に会議を開催しております。活動状況はここに書かれてある通りで、1年間、年間3回活動しています。

今日の活動報告は、昨年度の3月と、それから今年度第1回目ですけど、7月に開催された内容になります。2番の会議の主な内容としましては、基本的にはいつも自己紹介とか直近の情報を行政から報告いただいたりしております。令和3年度3回目の連絡会からですね、この触法障害者の立場に近い方ということで、保護司の方にも参加をいただいて、保護司の役割やその実態について聞くことができました。先月行われた第1回の連絡会議は、重層的支援体制事業の展開を見据え、社会福祉協議会の方にも参加をいただきました。

2回とも事例検討を行っております。まずは個別支援会議からあげられた触法に関係する困難な事例についてですね、これがだいたい運営会議に上がってくるんですけども、この運営会議を通じまして、より深く検討すべき事例じゃないかということで、この連絡会議にあげられまして、情報共有し、検討しました。

司法と福祉の両視点から、専門性の高い幅広い活発な意見をいただくことができます。さらに、参加者一人一人から、より多くの意見をいただけるようグループワークを取り入れながら進めるということで、お一人お一人の発言の機会が増えて、さらに司法関係者との距離も縮められ、支援の方向性について様々な意見をいただいております。

なかなか福祉と司法で壁があるような時もあるんですけども、このグループワークを取り入れることで、少しずつ距離が縮まっているように感じております。こうした事例検討を通じまして、本人を取り巻く家族の問題ですとか、地域の課題も含めて、立場を超えていろいろ議論していくことの必要性を再認識しております。

その他ですけれども、地域啓発についてということで、最初に個人の課題が複雑化、複合化する中で、これまでの支援体制ではケアしきれないケースが非常に増えてきております。そうした中、生きづらさを感じている障害者の方を少しでも地域が自然に見守れるよう、そんな地域作りが重要であると思います。利用者の安定は地域の安定に繋がるということでこれからはそのための仕組み作りが必要であるとの説明を、福祉総合相談室の方から説明をいただきました。今後の活動予定ですけれども、今年度も、年3回会議を開催予定です。次回第2回は11月を予定しております。以上です、ありがとうございました。

○運営委員：

医療的ケアネットワーク会議の報告をします。前回2月以降の活動につきましてご報告します。昨年9月に医療的ケア児の支援法というのが施行されまして、それを学ぼうというのが、このシンポジウムの目的です（資料36ページ）。一宮市と、それから医療的ケア児支援センターの圏域が一宮市と稲沢市なのでこの地域と、それからこの地域の医療的ケアのコーディネーター、アドバイザーの方たちと協力して、シンポジウムをやりました。第1部がまさにその支援法を学ぶということで、田原市の障害者総合相談センターの新井先生からご講演いただいて、それから稲沢市と一宮市の医療的ケアネットワーク会議それぞれのこれまでの動向について協議しました。

支援法に絡んで、各自治体が医療的ケア児支援センターを必要があるということで、愛知県はちょっと見にくいスライドで申し訳ないですが、右上のところにある基幹支援センター、これが旧コロニーで、この支援センターということになっています。他にここに挙げられている6ヶ所、コロニーも合わせると7ヶ所になるんですけど、これが地域の支援センターということになります。この西尾張地域、稲沢市とそれから一宮市は、一宮医療療育センターを地域支援センターとして支援していくということになっています。まだ一宮医療療育セン

ター自体が未熟なので、いろいろとできていないですけど、これから充実した支援を提供できるようにしていきたいというふうに思っています。

それからもう一つは同じように、前回本会の2月から4月にかけて、一宮市の福祉事業所を利用されている重心の患者さん、あるいは医療的ケア児者の方たちに対してアンケート調査を行いました。結果、完全にまだそろい切っていないんですけど、9割方解析が終わっていますので、いずれはここでも皆さん方にお示しできると思うんですけど、回答155名で、重心が136名、医ケア児が67名で、全国の数からいうと多分、一宮は重心100名、医ケアが50名ぐらいかなというふうに想定してたので、かなり全数調査に近いかなというふうに思っています。もちろんこの重症児と医ケア児は重複があるということで、平均年齢が34.4歳というのをちょっと覚えていただいて、細かいことはまたいずれお示しするという事で、この地域の障害福祉サービスの満足度について調査をしました。

全体を見ると、ほとんどは満足をしていただいています。やや不満というのが7.1%で、このやや不満の7.1%は、低年齢が多くて、平均18.6歳、全体の年齢とだいぶ違うというのがわかっていただけたと思います。この11名の中の18歳未満は6名で、6名のうち3名は昼間を自宅で過ごしていたということです。

日中どういうふうに生活するかということがすごく重要なことなのかなというふうに思います。それから医ケア児の方、この大元の医ケア児だけをとると、不満のある方をとると9%、平均年齢は16歳でやっぱり若い方たちが不満に思っているというような形です。それぞれ細かな解析は後日お示しします。それから医療的ケアネットワーク会議の今後の活動予定というところで、うきうきプロジェクトが10月29日に医師会館でプラネタリウムなどをやりたいというふうに活動しています。それからナース交流会というのも、これは市内の施設で働く医ケアに絡んでる看護師さんたちの交流会で、今年末に開催する予定です。それから、医療的ケア児等コーディネーター打ち合わせというのも一回やっていて、ここでも4ヶ月に1回、コーディネーターアドバイザーたちの打ち合わせがあります。それから先ほどお話しした通り、にしおわり医療的ケア児支援センターとこの医療的ケアネットワーク会議と連携していくわけですけど、医療的ケア児支援センターの役割としては、一つは専門相談、それから地域支援としてのホームページ、情報収集情報発信ということがありますので、そのあたりがまた今年度中にも進めていかないといけないところだと思っています。質問紙調査の結果解析、情報発信は後日ということにさせていただきます。

それから、これは前回の本会でもお話しした、二つの医療的ケアネットワーク会議からは課題として挙げたことの一つ、特にこちらを重視しているんですけど、訪問看護や医療的ケアのために私立以外の保育園や学校に入ることができる仕組みがないということは、困った点だというふうに思ってます。ただしですね、先

ほどお示した通り、一宮市の満足度っていうのはかなりいいものだし、それから市立の保育園や学校に対しては、学校教育課とか保育課の方たちが努力していただいて、看護師が派遣される仕組みを作っていただきました。

これはすごく大きなことだと思うんですけど、まだそれだけでは十分じゃないというところがあるので、実費で訪問看護師のご活用をお願いするというような状況が起こってるという事実があります。医療的ケア児に対して、どこの保育園や学校に行こうとも、日頃ケアしてもらっている訪問看護師さんが、実費がかからずにお願ひできれば、ご家族も、普段面倒見ている人だから、安心して任せられるんじゃないかというふうに思っています。

そのあたりのところを善処していただけたらいいかなという風に思っています。以上です。

○事務局：

運営会議につきましてご報告申し上げます。資料 39 ページをご覧ください。運営会議の構成メンバーでございますが、先ほどの議題をご報告いただいていた各部会長ご担当者様、あと本会議冒頭で自己紹介を賜りました方々、ご覧の 9 事業所、10 名の方々と基幹相談支援センター、そして市で構成しております。活動状況でございますが 1 月から 6 月まで既に 6 回開催しております。主な会議内容は、本日の本会の冒頭の議題でもございましたが個別支援会議の報告を、運営会議でお受けしております。

この 1 月から 6 月の間で、定例 5 件、簡易 7 件の 12 件ございました。定例と簡易の違いでございますが、簡易といいますのは各相談員と事業所の判断で迅速に会議を開催していただく個別支援会議、それに対して、市も関与し、自立支援協議会長の召集をかけた開催するものが定例でございます。

個別支援会議の報告や各部会の報告等を踏まえまして全体的な運営方針を協議しております。個別支援会議につきましてはこの 12 件ございましたけれども、各部会や連絡会議で内容をしっかり吟味して、さらに運営会議での会議内容を各部会、相談支援専門員さんの方へフィードバック・連絡することを強化しようというご議論をされております。

3 月 23 日にはですね、日中サービス支援型グループホームのヒアリングを実施し、サービスのモニタリング、ヒアリング、適正運営に向けての取り組みも行っております。またさらに今年度ですが、4 月からはですね、行動障害、あるいは触法障害者事例や特殊詐欺の被害に遭いやすい事例などで、専門職、多職種連携だけでは、もう支援になかなか難しいような事例に関してなんですけれども、町内会や民生委員さんなど支援組織や地域住民との連携を深め、より重層的な支援を目指す地域作りのあり方についても、議論を進めていただいております。その

ため高年福祉課が所管する生活支援体制整備事業の担当者、社会福祉協議会の地域包括支援センター等で既に先行して行われている事業等がございますので、高年福祉課にも運営会議に参加いただきまして、共通の課題共通のフィールドである地域作りについての連携を深めております。今後はですね、もう既に7月は開催しておりますが基本的には第4水曜日1時半からの開催となっております。さらに運営会議が障害者虐待や障害者差別事案などの協議の場という位置づけとしての機能もあることから、そのような取り組みを行っております。議題4は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長：

ありがとうございました。ただいま専門部会やそれぞれの会議についての報告をしていただきました。

6. 議題（5）第6期一宮市障害福祉計画（含第2期一宮市障害児福祉計画）の進捗状況等について

○事務局：

それでは、障害福祉計画の進捗状況についてご説明いたします。

障害福祉計画については、令和3年3月に第3次障害者基本計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定しました。本日は、この第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗状況をご報告いたします。資料の40ページをご覧ください。

この表は、障害福祉サービスの見込み量と利用実績を示した資料になります。令和2年度の見込み量は、平成29年度に策定した第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の数字です。令和3年度の見込み量は、先に申し上げた通り、第6期障害福祉計画、第2期障害福祉計画の数値です。

サービスによっては、見込み量に差がある部分がございます。これは、令和2年度に第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定する際に、平成30年度、令和元年度の実績をもとに、見込み量を見直したためでございます。利用実績については、令和2年度と令和3年度のそれぞれの見込み量に対する利用実績を算出し、記載しております。

右から2列目は、令和2年度と令和3年度の利用実績の比較になります。そして一番右の欄は、今年度の見込み量です。それぞれのサービスにつき、簡単に補足させていただきます。1の訪問系サービスをご覧ください。

訪問系サービスとは、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、家事などの援助、外出時の移動介護援助などを行うサービスです。総利用時間は、令和2年度に比べ令和3年度は減少しております。当市では、令和3年1月に障害福祉サービス支給決定基準を設けました。

これは利用者の方が、障害支援区分に応じ、利用できる適切なサービスの量を定めたものです。そのため、令和3年度は実績が減少したと考えられます。ただし、これはあくまで基準であり、本人の心身状況等を鑑み、サービスが必要と認められれば、基準以上のサービス量の支給決定をしております。

次に、2の日中活動系サービスです。日中活動系サービスとは、障害者の方が通所して介護を受けたり、自立に向けた身体機能や生活能力の向上のための訓練、就労に向けた知識や能力向上のための訓練など、日中において、活動場所を提供するサービスです。

就労移行支援事業は実績が増加していますが、市内の事業所数が増加したことが要因にあると考えられます。3の居住系サービスに移ります。自立生活援助は、障害者支援施設や精神科病院から一人暮らしに移行した方に、自立した日常生活を営むための定期巡回や、随時訪問、相談等が行われるもので、平成30年度に始まりましたが、開始後の利用はありません。

また、グループホームの実績増に関しても、市内の事業者数の増加が要因と考えられます。次に、4の相談支援についてです。相談支援とは、障害福祉サービスを使う上で、計画的なプログラムの作成の支援をするサービスです。

計画相談支援は、前年度に比べ実績は減少していますが、見込み量は上回っています。また、地域移行支援とは、障害者施設等に入所している方、または精神科病院に入院している精神障害者の方等に地域生活に移行するための住居の確保や、サービス利用に関する相談等を行うものです。令和4年3月利用実績では、0件となっておりますが、年間実績としては3件となっております。5の障害児通所支援をご覧ください。障害児通所支援とは、障害のある子どもに提供される支援で、未就学児の療育支援の児童発達支援、18歳までの就学児への社会訓練等の支援の放課後等デイサービスなどがあります。

上から2番目の、医療型児童発達支援は、肢体不自由児に医療型支援を行うとともに、機能訓練や医学的な管理のもとでの支援が行われるものです。また、一番下の居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害により外出が困難な児童に居宅を訪問して、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等が行われますが、令和3年度は前年度に引き続き、利用実績はありませんでした。

6の障害児相談支援についてです。障害のある子供が障害児通所支援を利用する場合は、4の相談支援同様に計画を作成する必要があります。令和2年度の事業実績に比べると、令和3年度は微減となっております。次に、41ページをご覧ください

ください。

地域生活支援事業の見込み量および実績についてご説明いたします。地域生活支援事業とは、障害者総合支援法において、市町村が独自に提供するサービスとなります。この表は、地域生活支援事業の見込み量と利用実績を示した資料です。

それぞれの年度において、見込み量に対する利用実績と、一番右に、今年度の見込み量を記載しております。こちらも昨年度の利用実績について補足させていただきます。まず1の成年後見制度利用支援事業については、市長による後見等審判開始等の申し立てや、その費用および後見人等の報酬を助成するものです。

報酬助成の件数が増加しており、成年後見制度を利用される障害者の方が少しずつ増加している実情があると考えられます。次に、2の意思疎通支援事業は、聴覚言語機能、音声機能などに障害がある方のために、手話通訳者や要約筆記者などを派遣するものですが、令和3年度は微増となっております。

3の日常生活用具給付等事業とは、在宅生活を支援するための特殊ベットやストーマ用装具、紙オムツなどに対し給付するものです。耐用年数があるものや、住宅改修費等を給付する事業などもございますので、利用実績は、年度によって増減にばらつきがあります。

令和3年度の実績は、概ね見込み量を上回っております。4の移動支援事業をご覧ください。移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障害者のためにヘルパーが付き添い、外出を支援するサービスです。前年度より実績は下回っており、また見込み量も下回っております。

5の地域活動支援センターは創作的活動、または生産活動の機会を提供するサービスです。また、6の日中一時支援事業は、介護者の負担を軽減するために、預かりを行うサービスです。両サービスとも利用実績が前年度に比べ減少しております。

報告は以上となります。3月分の利用実績を用いる事業が多く、その数値で毎年の比較をしております。全体的な傾向として、利用実績が見込み量を上回るサービスもありますが、提供できるサービスが見込み量に及ばない状況もあります。今後も事業所の参入で利用実績が増えることが予想されますが、支援の質を確保していくことも重要であると考えます。説明は以上です。

○会長：

ありがとうございました。それでは議題4と5についてご質問ご意見などはありませんでしょうか。

○委員：

ひとつお聞きしたいのが、就労支援部会の中で、就労支援機関マップとガイドを作られているということなんですけども、マップというのはどこかで見ることができるのでしょうか。

○就労支援部会長：

ホームページで見れます。

○委員：

ガイドは更新しないということを決められたということでしたけども、私もワムネットは利用しております、ワムネットも細かい情報、住所までは出てくるけど、その先の情報は結局自分で調べないといけなくて、その先が知りたいのというところで、なにかちょっと物足りなさを感じますので、ぜひガイドをこれから続けてもらえると親としてはありがたいなというふうに、個人的には思いました。

○就労支援部会長：

ありがとうございます。ガイドはですね、更新作業が追いつかないもので、ものすごいスピードで事業所の開設があるものですから追いつかなくてですね、今の情報量だけでもマップやガイドに落とし込もうと思うとちょっと大変な作業になっているものですから、代替できるものは代替してということで、このように切ってしまったので、またこちら足も運んでですね、情報をとっていきたいと思いますので、また情報交換できればいいと思います。よろしくお願いします。

○会長：

ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございませんか。それでは、議題の4と5もしくは議題以外のことでアドバイザーからご発言をお願いいたします。

○尾張西部圏域地域アドバイザー：

ありがとうございます。何点か気になったところを申し上げさせていただきます。

まず一番最初の生活支援部会のところですが、これは17ページのところで、地域生活支援拠点、これは力を入れていかないといけないところという認識をしています。

その中でですね、ここは「官民共同」ではなく「官民協働」と、ここをぜひ協議会ではこのようにしていただきたいと思ってるんですが、ただ一宮の場合はここはもうこの共という字を使うのであれば、ここは「官民共創」という字をあて、

官と民が共に創るという理念で一緒にこれまでやってきたので、ぜひそういう文化を広めていただけたらなというふうに思います。

それから子ども部会の活動報告のところで、これ3つの柱が示されていて、この放課後等デイサービスの事業所連絡会とか普及啓発事業など3本の柱があるんですけど、ちょっと内容がですね、まず放デイ事業所連絡会という内容については、昨今いろんなところで話題になってるのが、本当に子どもたちのためのサービスになっているのかってあたりのところがあるので、そういったことが議題になるといいのではないかと思います。それから、普及啓発という内容については、ちょっと僕違ってるかもしれないですが、一般に普及啓発というと、障害者発達支援に関する一般の人たちに対しての普及啓発ってことが多いような気がしているんですけど、この内容が、若干うち向きの普及啓発になってるのではないかと、ということが報告の中で思ったので、その辺りはどうかということです。それから児童発達支援センターのあり方については、子どもたちの育ちを支える、発達を支える体制のあり方みたいなことを考えていくのが本来のあるべき姿じゃないかというふうなことを思うので、ぜひ体制整備の内容を少し中で考えていただけたらと思います。

それから、これは就労支援部会のところですけど、報告の中で若干気になったのが、27ページのところにある通所交通費の廃止のところですね、ここは影響と書かれてるので、何か影響があるというのがある程度整理をされているのであれば、ぜひ影響がある内容について対策をしていただきたいと思います。

それから5番目のところのB型事業所についてという、実態把握と書いてありますが、B型事業所は最後の進捗状況のところでもありましたが、事業所がたくさんあるけれども、本当に必要なのか、そうじゃないのか。日中活動が得られる時代になったということで、これは喜ばしいというふうに考えていいことなのか、そのあたりの調査というか、分析をしていただけたらと思います。

続いて、触法障害者支援連絡会議の内容が、これはもう本当に一宮市が他市町に対しても誇れる内容だと思うんですね。他の市町村はまったくないような、いろんな機関の人たちが集まるところなので、この、どんな機関の人たちが本当に手弁当で集まって参加していただけるのかあたりのところをぜひ他の人たちに知っていただけるように、参加者の顔ぶれみたいなものがあると、いかにこの内容がすごい内容をやってるかっていうことが伝わるんじゃないかと思いました。それから医療的ケアネットワークの内容について、上村先生のところで支援センター機能を進めていただけているということなので、ぜひここを強化していただきたいと思っております。

その中でも特に一宮では医療的ケア児のコーディネーターの仕組みもあるので、コーディネーターの連携であるとか、それからコーディネーターと支援センター

の位置づけというか、この辺りをどういうふうにしていくかという、一宮の医療的ケア児の体制整備の内容や活用方法だとか、支援方針みたいなことも考えていただけたらどうかなと思います。

それから最後のところの見込み量実績等については、左側の福祉サービスについては、これは数字的にはわかるんですけども、本当に先ほど申し上げましたが、このサービスが足りているのか足りていないのか、地域の役に立っているのかそうでないか、あたりのところまで分析ができるかどうかというふうに思います。

それから相談支援のところで言うと、圧倒的に障害児の相談支援のセルフプランが数が減っているということについて言うのは、元々見込み量が少ないということに対して75%ということになるので、この辺り、計画数とか様々なことの分析があるんじゃないかというふうに思います。右側のところの地域生活支援拠点の内容については、これは量だけ書いてあるので、特に移動支援と日中一時支援の内容について、これはもう数が減っているのは利用する人がいないのか、それとも利用する事業所が減っているのかわからないので、そうするとちょっと分析がしづらいんじゃないかなというふうに思いました。いずれにしても、この一宮の自立支援協議会の活動は、本当に他の地域からみるとうらやましい内容で活動をやっています。

ぜひこの内容を本会の皆さんにも後押ししていただきながら、より一層充実したものにさせていただけたらと思います。以上です。

○会長：

たくさんのご意見・ご提言をいただきました。ありがとうございました。いまのお話を受けて事務局からなにかありますでしょうか。

○事務局：

部会のみなさまからのご報告も、アドバイザーのご意見もそうですが、本当にここに一宮市の障害福祉における課題が詰まっていると思っていますので、参考にさせていただいて、行政の方針等々ですね、また皆様のご協力をいただきながら事業を進めていく場面が多数出てくると思いますので、また今後ともご協力お願いしたいと思います。

7. 議題（6）その他

○事務局：

次回の会議日程について、ここでお伝えさせていただきたいと思います。第2回につきましては、令和5年1月30日(月)となりますのでよろしくお願い致します。

会場につきましては市の本庁舎で開催を考えております。また日程が近づいてまいりましたら委員の皆様方にご案内をさせていただきますのでよろしくお願い致します。その他は以上でございます。

○会長：

本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。少し時間が押してしまいましたけれども、委員の皆様のご協力により、滞りなく議事を進めることができました。ご協力ありがとうございました。それでは事務局の方に進行をお返しいたします。

○事務局：

これをもちまして令和4年度第1回目障害者自立支援協議会本会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。